



上海生活における最近の規制強化

北陸銀行 国際部
上海駐在員事務所
谷口 一樹

1. はじめに

上海では、ここ数か月で日常生活において注意すべき規制が複数施行されました。その内容は、益々厳しくなっており、今回はその一部を紹介します。

(なお、本レポートでは簡易的に1元=16円に換算して金額を記載します。)

2. 各規制の紹介

(1) 喫煙規制

上海では、今年3月1日から喫煙可能なエリアが、大幅に制限されました。

新規制では、室内の公共スペースや仕事スペースほか、公共交通機関内は全面禁煙となり、従来設置されていた喫煙ルームや喫煙エリアも撤去されました。禁煙対象エリアは幅広く、居酒屋での喫煙も一切出来ません。今までの感覚は捨てて、喫煙場所には注意が必要です。

個人が当該規制に違反すると、50元～200元(800円～3,200円)の罰金が科されるほか、室内の仕事スペースで喫煙させた法人に対しても、2,000元～30,000元(32,000円～480,000円)の罰金が科されます。



【上海駐在員事務所が入居するオフィスビル内での、禁煙開始の告知：事務所撮影】

(2) 後部座席シートベルト規制

シートベルト着用についても、規制が厳しくなりました。日本では助手席や後部座席を含めて、シートベルト未着用者が検挙された場合、運転手が罰金を支払います。上海では当該規制により、後部座席でも常時シートベルト着用が義務化され、違反した場合には、未着用者である本人自身に罰金が科されることになりました。

当該規制は今年3月25日に施行されました。違反者には50元～100元（800円～1,600円）の罰金が科されます。後部座席でもシートベルト着用義務があることについてはまだ認知度が低く、上海市楊浦区では規制施行直後に30分で約20台の違反車が検挙されたとのことです。



【閑散とした交差点でも取り締まる警察官：事務所撮影】

(3) その他規制

上述のシートベルト未着用者への罰金制度は、3月25日から新たに施行された上海市道路交通管理条例に基づきます。同条例ではシートベルト規制のほか、「12歳未満の子供の助手席への乗車禁止」等の内容も盛り込まれています。

また、今年4月1日からは営業用車には消火器を常備することも義務化されました。違反した場合には、50元(800円)の罰金が科されます。自家用車等の非営業用車については、常備が義務化されていませんが(罰金もありません)、車検の際には設置が推奨されます。

3. おわりに

上海での日常生活における規制は、益々厳しくなっており、その水準は日本を上回るものもあります。

後部座席のシートベルト未着用については、特にタクシーに乗っている時に注意が必要です。運転手からすれば、たとえ検挙されたとしても、自分自身が罰金を支払う訳ではないので、シートベルトの着用を促されない可能性も十分に考えられます。

今後、上海では、交通違反を取締まる目的で、車両ナンバーの記録システムをはじめとした交通システムが約18,000台導入されると言われています。今後も様々な規制が施行されることが予想されます。上海にお越しの際には、最新の情報にご注意下さい。

以上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株)人材情報センター内)

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp